

エヌ・ティ・ティ健康保険組合 理事長殿

書添 類付	〈喪失理由が就職の場合〉	☐ 就職先の健康保険証等の写 ☐ 被保険者証（扶養者がいる場合は扶養者分も全て）
	〈喪失理由が死亡の場合〉	☐ 死亡を証する書類（埋葬料請求書の写等） ☐ 被保険者証（扶養者がいる場合は扶養者分も全て）

- 注 1 保険料を納付済の期間は、就職・死亡・長寿（後期高齢者）医療制度加入以外の理由では資格喪失できません。国保特例の軽減措置（P9に説明あり）該当者は、保険料を前納されていても未経過期間については喪失可能です。
- 2 資格喪失後は、すみやかに保険証を返納してください。
- 3 氏名自署の場合、押印は不要です。
- 4 本人申請で振込先が既に登録されている場合は、「振込先」欄の記入は不要です。ただし、死亡等で請求書が被保険者でない時は、請求者名義（医第27号：代表者選定届と同一名義）の振込先を記入してください。
- 5 就職先の会社がN T T健保組合に加入している場合は、「備考欄」に、就職先の会社と就職日（資格取得年月日）を記入してください。
- 6 就職による資格喪失では、資格喪失証明書は通常発行しません。被扶養者が国保等に参加する等の理由により必要な場合は、「備考欄」に、“資格喪失証明書必要”と記入してください。

登録チェック	登 録	審 査	受 付

記入方法

- ・ 記号番号 : 任意継続被保険者証の「番号」を右詰めで記入してください。
- ・ 被保険者氏名 : 任意継続被保険者様の氏名をご記入ください。
- ・ 住所 : 現住所を記入してください。
- ・ 資格喪失年月日 : 下表を参照してください。
- ・ 申請者の続柄 : いずれかに○を記入してください。
- ・ 資格喪失事由 : 下表を参照してください。
- ・ 未経過保険料の有無 : 就職または死亡を理由に、納付済期間を残して資格喪失する場合は「有」に○を付けてください。
- ・ 振込先 : 未経過保険料がある場合は、ご返還する振込先口座をご記入ください。

資格喪失事由	資格喪失日	提出していただく書類
1. 就職し新たな健康保険に加入したため。	就職日 (就職先健康保険の資格取得日)	・ 資格喪失申請書 ・ 再就職先の健康保険証の写し (再度NTT健康保険組合に加入される場合、写しは不要ですが、備考欄に就職先事業所名、就職日をご記入ください) ・ 今までお使いの任意継続被保険者証
2. 被保険者が死亡したため。	死亡日の翌日	・ 資格喪失申請書 ・ 死亡を証する書類(死亡診断書の写し、埋火葬許可証の写しなど死亡日の確認できる書類) ・ 今までお使いの任意継続被保険者証
3. 保険料を納付せずにやめる。 ※国民健康保険への切り替え又はどなたかの扶養に入る場合は、こちらをご選択ください。	納付期限日の翌日 (毎月払いの方) 前納払いの方は、原則、保険料納付済期間の翌月11日(国保特例該当の場合は申請月翌月納付期限日の翌日)	・ 資格喪失申請書 ・ 資格喪失日以降に申請書を提出する場合は今までお使いの任意継続被保険者証 ・ 雇用保険の受給資格者証の写し(前納払いの方が国保特例の軽減措置該当により喪失申請する場合)
4. 長寿(後期高齢者)医療制度に加入したため ※75歳になる方には事前に通知を郵送いたします。 ※75歳未満で加入される方は、健康保険組合にご連絡ください。	長寿(後期高齢者)医療制度に加入した日	・ 後期高齢者医療制度適用登録申請書 ・ 長寿(後期高齢者)医療制度の健康保険証の写し ・ 今までお使いの任意継続被保険者証

※被保険者証は資格喪失日の前日まで使用できます。資格喪失日以降は使用できません。

【申請書送付先】 〒101-0047 東京都千代田区内神田3-6-2
アーバンネット神田ビル
エヌ・ティ・ティ健康保険組合 資格担当